

平成15年 6 月27日

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町5番6号

東京急行電鉄株式会社

取締役社長 上 條 清 文

第134期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成15年6月27日開催の当社第134期定時株主総会において、下記のとおり報告し、また決議されましたのでご通知申し上げます。 敬 具

記

報告事項 平成15年3月31日現在の貸借対照表ならびに第134期(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで) 営業報告書および損益計算書の内容報告について
上記について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第134期利益処分案の承認について

原案どおり承認可決されました。(利益配当金は1株につき2円50銭)

第2号議案 定款の一部変更について

「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が施行され、これに対応するため定款を一部変更することが原案どおり決議されました。

定款変更の主な内容は次のとおりであります。

- (1)「単元未満株式の買増制度」が創設され、これを導入するため単元未満株式の買増しに関する規定を新設するとともに所要の変更を行う。
- (2)「株券失効制度」が創設され、これに対応するため所要の変更を行う。
- (3)商法第343条の規定による特別決議を機動的に行えるよう株主総会の特別決議の定足数を総株主の議決権の3分の1以上とする旨の規定の新設を行う。

第3号議案 自己株式取得について

本総会終結の時から次期定時株主総会の終結の時までに、当社普通株式2,000万株、取得価額の総額100億円を限度として取得することが原案どおり決議されました。

第4号議案 取締役21名選任について

取締役として、清水 仁、上條清文、西本定保、越村敏昭、五十嵐 正、八方隆邦、鈴木克久、五島 哲、中原徹郎、安達 功、竹岡 宏、長山昭一郎、磯崎浩亮、杉田芳樹、根津嘉澄、岡田 茂、植木正威、和田 哲、波戸 覚、桑原常泰、木下雄治 各氏が原案どおり選任され就任いたしました。

以 上

配当金のお支払いについて

- 利益配当金(1株につき2円50銭)のお支払い開始日は、平成15年6月30日(月)となります。
- 銀行振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」をご送付申し上げますのでお確かめください。
- 銀行振込をご指定いただいていない方には、当社からお送りする「郵便振替支払通知書」と引き換えに、郵便局の窓口で現金でお支払いをいたします。配当金は、全国どこの郵便局でもお受け取りいただけます(支払通知書により、銀行預金、郵便貯金等の口座に入金もできます)。
- 郵便局窓口でのお取扱期間は、平成15年6月30日(月)から同年7月31日(木)まででございます。
- 郵便局窓口でのお取扱期間経過後は、当社名義書換代理人中央三井信託銀行の本店および全国各支店においてお支払いいたします。また、日本証券代行株式会社本店および全国各支店にてもお取次ぎいたします。

ご 案 内

1. 単元未満株式買増制度の導入について

本日開催の当社定時株主総会において定款変更が決議され、1単元(1,000株)未満の株式をご所有の株主の皆様が、1単元の株式の数に不足する数の株式をお買増して単元株式におまとめいただける単元未満株式買増制度を導入することとなりました。(申し込み、手続き内容につきましては同封の「単元未満株式買増のご案内」をご覧ください。)

2. 単元未満株式買取について

- ・1,000株未満の株式をお持ちの方で、株式の売却をご希望の場合は、当社が株式を買い取らせていただく制度がありますのでご利用ください。
- ・所定の買取請求書を中央三井信託銀行の本店および全国各支店または日本証券代行の本店および全国各支店にご提出ください。なお、株券が発行されている場合は株券の提出も必要です。
- ・1株あたりの買取価格は、買取請求書が中央三井信託銀行の本店および全国各支店または日本証券代行の本店および全国各支店に到着した日の東京証券取引所での終値となります。

3. 株券失効制度についてのお知らせ

株券を喪失(紛失・盗難・焼失など)しますと、喪失した株券を無効にした後、再発行をお受けできることとなっております。従来、簡易裁判所に公示催告の申し立てを行い除権判決を受けて、再発行する取扱いでありましたが、「商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)」(平成15年4月1日施行)により、株券は公示催告制度から除外され、株券失効制度が創設されました。

この制度により、株券を喪失された方は、名義書換代理人あて、喪失した株券内容等の喪失登録簿への記載をお申し出いただき、原則として記載された日の翌日から起算して1年経過後に喪失株券は無効となり、株券の再発行をご請求いただくことができます。

4. 貸借対照表および損益計算書の開示について

当社は、貸借対照表および損益計算書を、決算公告に代えて、当社ホームページに掲載いたしますのでお知らせいたします。

当社のホームページは下記のとおりです。

<http://www.tokyu.co.jp/kessan/index.html>

5. 銀行振込制度ご利用のおすすめ

現在、配当金を現金でお受け取りの方には、配当金を確実にかつ迅速に受け取ることができる銀行振込への変更をおすすめいたします。

上記1, 2, 3, 5の手続きをご希望の方には詳しいご案内をいたしますので、下記までご連絡ください。

名義書換代理人
事務取扱所

同 取 次 所

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
中央三井信託銀行株式会社証券代行部
電話 東京(03)3323-7111(代表)
中央三井信託銀行株式会社全国各支店
日本証券代行株式会社本店および全国各支店